

## BSE対策に関する調査結果(平成29年9月末日分)

平成30年3月

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

## 1 調査の趣旨

食品安全委員会が平成24年10月及び平成25年5月に取りまとめた、牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価を踏まえ、関係省令を改正し、全月齢の頭部(舌及び頬肉を除く。)、脊髄及び回腸遠位部から、30か月齢以下の頭部(扁桃を除く。)及び脊髄を除外し、BSE検査対象月齢を21か月齢以上から30か月齢超(平成25年4月)、さらに48か月齢超(平成25年7月)とした。このため、特定部位の除去対象月齢(30か月齢超)や検査対象月齢(48か月齢超)による分別管理について、ガイドラインで具体的な方法を示した(平成25年2月、同年6月、平成27年3月)。さらに、平成29年4月1日から健康牛のBSE検査が廃止となり、分別管理については特定部位の除去対象月齢(30か月齢超)及びBSEスクリーニング検査を実施した病畜が対象となった。

と畜場においては、常駐していると畜検査員の監督下で、日々、と畜場側の衛生管理責任者及び作業衛生責任者の管理による特定部位の除去、廃棄及び焼却等が行われており、関係法令及び関係通知の遵守状況を確認するため、と畜場における、BSE対策に関する実態調査を定期的実施している。

## 2 調査結果

	平成29年 9月末	平成28年 9月末
1 調査対象施設	139 施設	141 施設
牛のみのと畜場数	75 施設	79 施設
牛及びめん山羊のと畜場数	60 施設	58 施設
めん山羊のみのと畜場数	4 施設	4 施設
2 通常の牛のスタンニング方法		
(1)スタンガン(とさつ銃)のみを使用していると畜場数	121 施設	123 施設
(2)スタンガン及びと畜ハンマーを併用していると畜場数	8 施設	8 施設
(3)と畜ハンマーのみを使用していると畜場数	6 施設	6 施設
(4)圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていると畜場数	0 施設	0 施設
3 月齢による分別管理について		
(1)分別管理を行っている月齢		
① 30か月齢以下、30か月齢超～48か月齢以下、48か月齢超の3区分に分別管理している	施設	66 施設
② 48か月齢以下、48か月齢超の2区分に分別し、全ての牛の頭部(舌、頬肉及び皮を除く。)、脊髄を特定部位として取り扱っている	施設	71 施設
① 30か月齢以下、30か月齢超に区分し、分別管理している	69 施設	施設
② 全ての牛の頭部(舌、頬肉及び皮を除く。)、脊髄を特定部位として取り扱っている	66 施設	施設
(2)分別管理の方法 (平成29年9月末は、(1)で①と回答した分別管理を行っている施設の内数)		
① 曜日等、日によって分別管理している	2 施設	6 施設
② 時間によって分別管理している	13 施設	21 施設
③ と室等、場所によって分別管理している	0 施設	0 施設
④ ①から③で分別せず、タグ等により識別して分別管理している	40 施設	81 施設
⑤ その他	14 施設	29 施設

4	30か月齢以下の牛の頭部(舌、頬肉及び皮を除く。)の使用について		
(1)	① 作業場所により30か月齢超の牛の頭部と分別している	8 施設	10 施設
	② 時間により30か月齢超の牛の頭部と分別している	22 施設	22 施設
	③ その他の方法により30か月齢超の牛の頭部と分別している	17 施設	14 施設
	④ 30か月齢以下の牛の頭部(舌、頬肉及び皮を除く。)を食品として使用していない	88 施設	91 施設
(2)	① 30か月齢超の牛の頭部から、舌、頬肉及び皮以外の部位を除去していないことについて、処理後に、と畜検査員の確認を受けている。	134 施設	136 施設
	② 30か月齢超の牛を受け入れていない	1 施設	1 施設
5	舌扁桃の除去について		
(1)	左右の最後位有郭乳頭を結ぶラインを垂直に切断している	11 施設	13 施設
(2)	最後位有郭乳頭から舌根側にかけて舌表面(上皮～粘膜固有層)を除去している	93 施設	98 施設
(3)	その他	31 施設	26 施設
6	牛の特定部位の焼却について(重複を含む)		
(1)	と畜場内の施設で焼却している	25 施設	32 施設
(2)	産業廃棄物処理業者に委託し焼却している	31 施設	34 施設
(3)	市町村等の産業廃棄物処理施設で焼却している	14 施設	15 施設
(4)	専用の化製場で肉骨粉にしてから焼却している	52 施設	50 施設
(5)	専用の化製場以外の化製場で肉骨粉にしてから焼却している	14 施設	12 施設
7	文書の作成等に関すること		
(1)	特定部位の処理に係る点検及び確認並びに記録について		
	①SSOPに定められた頻度で点検を実施し、記録を保管している	139 施設	141 施設
	②SSOPに定められた頻度で点検を実施しているが、記録を保管していない	0 施設	0 施設
	③SSOPを定めていない。	0 施設	0 施設
(2)	SSOPに関して不備等があり見直しを指導した施設(9に再掲)	2 施設	2 施設
8	HACCPに関すること		
(1)	HACCPによる衛生管理を行っている施設数(注:BSE以外の衛生管理項目も含む)	52 施設	44 施設
(2)	月齢による分別管理・特定部位の取扱いをHACCPプランのCCPとして管理している施設	1 施設	1 施設
9	指導に関すること		
(1)	平成28年10月1日～平成29年9月30日までの間で特定部位の取扱いに関して指導票等の文書により改善を指導した施設	2 施設	3 施設
(2)	(1)で指導した内容について		
	○ 保管している特定部位の数量を適切に確認し、保管許可期限を十分に把握すること。 ○ と畜場法施行規則第3条第1項第24号イ及び特定危険部位の管理及び牛海綿状脳症検査に係る分別管理等のガイドラインに基づき作成された、分別管理のための標準作業書について、ガイドラインに基づく適切な改訂を行うこととその順守を行うこと。		